

議第189号

呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例
 (呉市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 呉市水道事業給水条例(昭和35年呉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前										改正後									
(料金)										(料金)									
第31条 料金は、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。										第31条 料金は、次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。									
用途	基本料金 (1月につき)		従量料金(1立方メートルにつき)							用途	基本料金 (1月につき)		従量料金(1立方メートルにつき)						
	メータの口径	料金	1立方メートル以上10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分		メータの口径	料金	1立方メートル以上10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまで	20立方メートルを超え30立方メートルまで	30立方メートルを超え50立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまで	100立方メートルを超え500立方メートルまで	500立方メートルを超える部分
一	13ミ	1,040	20円	220円	250円	260円	275円	280円	285円	一	13ミ	1,140	22円	241円	274円	285円	300円	306円	312円

般 用	リメ ート ル	円	
	20ミ リメ ート ル	<u>1,080</u> 円	
	25ミ リメ ート ル	<u>1,120</u> 円	
	40ミ リメ ート ル	<u>4,600</u> 円	160円
	50ミ リメ ート ル	<u>15,000</u> 円	
	75ミ リメ ート ル	<u>34,500</u> 円	
	100 ミリ メー	<u>67,000</u> 円	

般 用	リメ ート ル	円	
	20ミ リメ ート ル	<u>1,180</u> 円	
	25ミ リメ ート ル	<u>1,230</u> 円	
	40ミ リメ ート ル	<u>5,040</u> 円	175円
	50ミ リメ ート ル	<u>16,400</u> 円	
	75ミ リメ ート ル	<u>37,800</u> 円	
	100 ミリ メー	<u>73,400</u> 円	

トル								
150 ミリ メー トル	178,60 0円							
200 ミリ メー トル 以上	349,40 0円							
一般公 衆浴場 用	6,000 円 (50立 方メー トルま での水 量を含 む。)	—					69円	
臨時用	5,640 円	40円					580円	

備考 略

(夜間給水料金)

第31条の2 管理者の指定する自記記録メータを設置する者が、当該自記記録メータを経て午後9時から翌日午前5時までの間において受水する水量に対する1月当たりの料金は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる料率で算定した額の合計額に100分

トル								
150 ミリ メー トル	195,50 0円							
200 ミリ メー トル 以上	382,50 0円							
一般公 衆浴場 用	6,000 円						69円	
臨時用	6,170 円	43円					634円	

備考 略

(夜間給水料金)

第31条の2 管理者の指定する自記記録メータを設置する者が、当該自記記録メータを経て午後9時から翌日午前5時までの間において受水する水量に対する1月当たりの料金は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる料率で算定した額の合計額に100分

の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 8,000立方メートルまでは、1立方メートルにつき 220円

(2) 8,000立方メートルを超える部分については、1立方メートルにつき 285円

2 略

の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 8,000立方メートルまでは、1立方メートルにつき 240円

(2) 8,000立方メートルを超える部分については、1立方メートルにつき 312円

2 略

(呉市下水道条例の一部改正)

第2条 呉市下水道条例（昭和37年呉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前									改正後										
(使用料の算定方法)									(使用料の算定方法)										
第12条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。									第12条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。										
用途	基本使用料 (1世帯 又は1事業所1月 につき)	従量使用料（1立方メートルにつき）							金額	用途	基本使用料 (1世帯 又は1事業所1月 につき)	従量使用料（1立方メートルにつき）							金額
		排除汚水量										排除汚水量							
	1立方メートル	10立方メートル	20立方メートル	30立方メートル	50立方メートル	100立方メートル	500立方メートル	1立方メートル	10立方メートル		20立方メートル	30立方メートル	50立方メートル	100立方メートル	500立方メートル				

		ル以上10立方メートルまで	ルを超え20立方メートルまで	ルを超え30立方メートルまで	ルを超え50立方メートルまで	ルを超え100立方メートルまで	ルを超え500立方メートルまで	ルを超える部分
一般用 (市の区域内)	1,070円	15円	200円	220円	260円	290円	310円	330円
一般公衆浴場用	二	94円						
一般用 (市の区域外)	1,605円	22円	300円	330円	390円	435円	465円	495円

2 略

		ル以上10立方メートルまで	ルを超え20立方メートルまで	ルを超え30立方メートルまで	ルを超え50立方メートルまで	ルを超え100立方メートルまで	ルを超え500立方メートルまで	ルを超える部分
一般用 (市の区域内)	1,180円	17円	219円	241円	285円	318円	340円	361円
一般公衆浴場用	1,180円	94円						
一般用 (市の区域外)	1,770円	26円	329円	362円	428円	477円	510円	542円

2 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の呉市水道事業給水条例第31条及び第31条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る料金から適用し、施行日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日以後に徴収する料金のうち、その額の算定の基礎となる使用水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、当該使用水量を各日均等に使用したものとみなし、日割計算によりその額を算定する。

4 第2条の規定による改正後の呉市下水道条例第12条第1項の規定は、施行日以後の排除汚水量（同項に規定する排除汚

水量をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る使用料から適用し、施行日前の排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうち、その額の算定の基礎となる排除汚水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、当該排除汚水量を各日均等に排除したものとみなし、日割計算によりその額を算定する。

(上下水道事業管理者への委任)

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、上下水道事業管理者が別に定める。

(提案理由)

水道料金及び下水道使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。